

安芸市家計支援クーポン取扱事業者募集要綱

1.趣 旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の負担を軽減することで地域における消費活動を喚起し、地域経済の回復と売上が落ち込んだ市内事業者の事業継続・経営安定を支援することを目的とした安芸市家計支援クーポン(以下、「クーポン」という。)事業において、クーポンの取扱事業者を募集します。

2.実施概要

(1)額面 500 円券 6 枚の 3,000 円分を1冊とし、市民(※)一人につき、1冊(3,000 円分)のクーポンを世帯主あてに安芸市から送付します。

※令和 7 年 5 月 1 日時点で安芸市の住民基本台帳に登録されている方

(2)クーポンの使用期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとします。

取扱事業者は、上記期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行います。いかなる理由があっても有効期限後のクーポンの受領はできません。

(3)つり銭は支払わないものとします。

(4)受領したクーポンの再使用はできません。不正防止のため、取扱事業者は、クーポンを受領した際、速やかにクーポン裏面の記載欄に取扱事業者名(または店舗名)の記入、もしくはスタンプ等の押印を行ってください。

(5)取扱事業者は、クーポンが利用できない商品を任意に指定することができます。(利用者に分かりやすく掲示する等の措置をお願いします。)

3. クーポンが使用できない商品等

クーポンの使用対象外となる物品の購入又は役務の提供は、以下のものとします。

- ① 土地又は家屋の購入、家賃、地代、駐車料等
- ② 現金への換金、寄附、有価証券の購入、債務の支払
- ③ ビール券・図書券・その他商品券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
- ⑤ 税金、官公庁の公共料金、電気料、水道料、電話料、インターネット通信料、テレビ受信料等
- ⑥ たばこの購入
- ⑦ 鉄道、バス、航空機、船舶等公共交通機関の運賃料金等(ただし、タクシー及び代行、旅行パックツアー等の購入は除く)
- ⑧ 上記と同類であると判断される商品やサービス

4. 取扱事業者の資格と要件

クーポンの取扱事業者は安芸市内に店舗を有する事業者とします。ただし、以下に該当する事業者は対象外とします。

- (1) 安芸市暴力団排除条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)第2条に規定する暴力団、暴力団員であると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (3) 本事業の目的に照らし、取扱事業者として登録することがふさわしくないと判断した事業者

5. 登録手続き ※登録費用は無料

- (1) クーポンの取扱を希望する事業者は、取扱事業者登録申請書兼誓約書(別記様式)に所定の事項を記入し、安芸商工会議所(以下、「当所」という。)に提出してください。様式は、当所で配付するほか、当所のホームページ <http://www.cciweb.or.jp/aki/> からダウンロードできます。
- (2) 申請書の提出は、郵送もしくは窓口にご持参ください。その際、申請内容照会等のため、提出前に必ずコピー等の控えをとっていただくようお願いします。

<<提出先>>

〒784-0004 高知県安芸市本町3丁目11番5号

安芸商工会議所 担当:植村、東岡

- (3) 当所は、事業者から提出があった取扱事業者登録申請書兼誓約書を審査し、登録台帳に登録します。取扱事業者には、登録証を交付するとともに、のぼり旗をお渡しします。

※登録証はクーポンを換金する際に必要となりますので大切に保管してください。

- (4) 申請内容に虚偽、不備等があった場合、登録を取り消すことがあります。

6. 説明会の開催

6 月の中旬に、当クーポン事業についての説明会を開催します。取扱事業者の登録証、のぼり旗等につきましてはその際にお渡ししますので、必ずご参加くださいますようお願いいたします。

7. 換金手続き ※換金費用は無料

- (1) 取扱事業者は、消費者より受け取ったクーポン並びに換金請求書を換金期間内に当所に持参してください。その際、クーポン裏面の取扱店欄に、日付及び取扱事業者名(または店舗名)の記入もしくはスタンプ等の押印があるか確認いたします。
- (2) 毎月 15 日締めめの 25 日支払いと毎月末締めめの翌月 10 日支払いとします。但し、締め日又は支払日が土・日・祝日の場合は翌営業日とします。

(3)換金請求の最終受付は令和 7 年 10 月 15 日までとし、最終支払日は 10 月 20 日とします。

10 月 16 日以降は取扱できませんので、ご注意ください。

(4)支払い方法は、予め登録を頂いた金融機関への口座振り込みとします。

8.募集期間

募集期間は、令和 7 年 4 月 21 日(月)から 5 月 16 日(金)とし、クーポン発送の際、募集期間内に申込まれた事業者の店舗名を記載した取扱店一覧(チラシ等)を同封します。

なお、募集期間後も随時受け付け、当所のホームページで取扱店一覧を更新、案内します。

9.注意事項

(1)取扱事業者の取り消し及び市への賠償責任

取扱事業者が次のような行為を行った場合は、当該クーポン事業における登録を取り消すことがあります。その場合、取扱事業者に損害が生じても安芸市及び当所は賠償の責任を負いません。また、これらの行為により安芸市及び当所に損害を生じさせた場合において、取扱事業者は賠償の責任を負います。なお、悪質と認められる場合は刑事告訴を行う場合もあります。

- ① クーポンを不正に取得し、又は使用し、換金した場合
- ② クーポンを故意に棄損及び破損した場合、又は改造や偽造を行った場合
- ③ 使用済みクーポンを再使用した場合、又は他の者に譲渡(無償も含む)した場合
- ④ 使用が禁止されている商品等に対し、故意にクーポンを使用させた場合
- ⑤ その他、本要綱、関係法令等に違反した場合

(2)取扱事業者におけるクーポンの管理責任

消費者が使用したクーポンについて、換金するまでの間、管理責任は取扱事業者にあるものとします。それを踏まえ、クーポンに係るトラブルには以下のように対応します。

- ① 取扱店が保管中のクーポンが紛失、盗難、滅失その他事故にあった場合、安芸市及び当所は一切その責任を負いません。したがって、クーポンの再発行等も行いません。
- ② クーポンに係る利用者と取扱店舗間のトラブルは、基本的には両方で解決をお願いします。ただし、トラブルの原因がクーポン制度そのものに起因し、安芸市の判断が必要な場合(例えば当該商品が禁止商品かどうか等)はご相談ください。

10.問い合わせ先

〒784-0004 高知県安芸市本町3丁目11番5号

安芸商工会議所 担当:植村、東岡

TEL:0887-34-1311

FAX:0887-34-1310

ホームページ: <http://www.cciweb.or.jp/aki/>